

JACDS ダイレクトニュース

発行：一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会 広報担当

法令遵守体制の整備に関する省令が公布され、通知が発出されました

1. 省令公布と通知発出

先の改正薬機法で新たにルール化された法令遵守体制の整備に関する省令が1月29日に公布され、また同日付けで関係通知が発出されましたのでお知らせいたします。

2. 詳細資料

詳細は次の資料をご覧ください。

- ① 改正省令(令和3年1月29日 厚生労働省令第5号)

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H210129I0040.pdf>

- ② 都道府県知事あて厚生労働省通知(令和3年1月29日) — 別添1
通知中の別添2_条項の読替え(薬機法) — 別添2

- ③ 省令案に関するパブコメ回答資料(令和3年1月29日) — 別添3

3. 追加情報

施行は本年8月1日です。それまでに厚生労働省による「薬局・店舗販売業向けの法令遵守ガイドライン」が作成・公表される見込みです(3月末)。入手次第お知らせいたします。

4. 法制委員会・調剤推進委員会の活動

法令遵守体制の整備(新たなルール作り)に関しては、法制委員会と調剤推進委員会が合同で厚生労働省と意見交換してきました。引き続き、具体的な内容を定める「法令遵守ガイドライン」の作成が予定されており、両委員会では業界の視点に立ち国と協議していく予定です。

(文責 中澤)

一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-15-10 名和ビル5階
TEL. 03-3506-1031 FAX. 03-3506-1032